

令和6年11月8日

西都市長 橋田 和実 様

地方独立行政法人西都児湯医療センター
評価委員会委員長 黒木 正善



意見書

地方独立行政法人西都児湯医療センターに係る第4期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおり定めることが適当である。



地方独立行政法人西都児湯医療センター 第4期中期目標（案）

前文

地方独立行政法人西都児湯医療センターは、平成 28 年 4 月 1 日の設立以来、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、唯一の地域災害拠点病院として、地域医療の中心的役割を担えるよう機能の充実を図り、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる病院運営を心がけ、質の高い医療サービスの提供に努めてきた。

令和 4 年度から令和 6 年度までの第 3 期中期目標期間においても、第 2 期から引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応のため、患者受入や病床確保などの役割を果たしてきた。

経営面では、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症関連の病床確保に関する補助金等の収入もあって黒字決算となったが、令和 5 年度は常勤医師の退職に伴い患者数が減少したことや、新型コロナウイルス感染症関連の病床確保に関する補助金の廃止などにより再び赤字決算となり厳しい状況が続いていることから、第 4 期中期目標期間においても、常勤医師の確保等による医療機能の充実と経営基盤の安定が求められる。

今後、人口減少、少子・超高齢社会の進展により、医療センターを取り巻く医療環境は大きく変化していくことが予想される。しかし、「当医療圏に不足している脳疾患をはじめとする緊急性を有する疾患における二次救急医療の提供」は、地域住民の願いである。医療センターがこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを最大限に発揮し、公的病院としての役割を果たすとともに、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域の医療機関及び市と緊密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

2025（令和 7）年 4 月 1 日から 2030（令和 12）年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 当医療圏に不足している脳疾患をはじめとする緊急性を有する疾患における二次救急医療の提供

脳疾患や内科系疾患及び整形外科など緊急性を有する疾患における受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型

医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急医療については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(3) 地域に不足する診療科の充実

地域の中核的病院として、地域住民が安心して医療を受けることができる体制の安定及び充実に努めるため、地域に不足している診療科の充実に努めること。

(4) 地域医療連携の推進

地域の医療機関との連携及び協力体制の充実に努め、病病連携・病診連携を推進すること。また、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

(5) 在宅医療の充実に向けた支援

地域包括ケアシステムの構築に向け、主治医やケアマネジャー等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。また、地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(6) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯二次医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、災害時に地域災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保や災害医療訓練を実施するなど、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。また、特に大規模な感染症の発生時には、新型コロナウイルス感染症に対応した経験をもとに、感染症のまん延防止対策を確保すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、地域住民に信頼される優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

(2) 医療安全対策の徹底

患者及び地域住民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全管理室を中心に医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(3) クリティカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画

書)の作成及び運用を進めるとともに、転院後あるいは退院後の医療が円滑に行えるよう地域の医療機関との連携を図ること。

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。なお、更新・整備にあたっては、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、適切に実施すること。

(5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者やその家族に必要とされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフが連携するチーム医療を図ること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図るとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 情報発信の推進

病院が提供するサービスや取組みについて、ホームページやその他の媒体を活用し、住民や患者、地域の医療機関に対して分かりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。また、正職員に限らず、臨時職員等も含めた全職員の接遇研修を定期的に行うものとし、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

4 公的医療機関としての役割

(1) 将来の地域医療を支える人材の育成

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

(2) 健診等の実施による疾病予防の推進

市民の健康増進を図るため、市など関係機関と連携・協力して各種健診等

を推進するとともに、予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に努めること。

5 法令遵守

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の強化

中期計画及び年度計画を確実に実行し中期目標を達成するため、効率的及び効果的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行うこと。

(2) 適切な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切に配置すること。

(3) 働きやすい職場環境の整備

働き方改革に対応した医師を含む医療従事者の勤務制度の構築に努めるとともに、ワークライフバランスの推進を図り、メンタルヘルスを含めた健康管理や職場の安全衛生の確保など、働きやすく働きがいのある職場環境の整備に努めること。

(4) デジタル化の推進

デジタル化を積極的に推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の環境の変化に対応することで、効率的な法人運営を図ること。

(5) 人事評価制度の運用

職員の能力や実績を重視し、適切な人事管理を行うことによって、職員全員が常にサービスの向上と業務改善の意識を持って職務を遂行する職場づくりを推進すること。

(6) 病院機能評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価の認定に取り組むとともに、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

病院施設整備に向けた取り組み

市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。また、新病院建設を早期に実現させるため、経営基盤の安定と強化に努めること。